

任意整理後の 事情変更、 残債務の減額は？

法的な請求権は成り立たないため訴訟にはむかないが、費用をかけずに話し合い、債務者の実情を債権者に知ってもらい、改めて双方にとって現実的な和解解決を図った事例。

期日手数料の負担を嫌がり、手続きをうち切ろうとする相手方に対し、和解成立日の相手方の期日手数料まで申立人が負担することを条件に、和解案について再度の検討を依頼し、本手続きの中で和解が成立。

事案の概要

申立人は、1986年に職を失い任意整理を行なった。その際、本件相手方とカード利用代金について、残債務元金317万5495円及びこれに対する年15%の割合による将来利息、並びに、それまでの未払利息及び遅延損害金等計金11万9437円を支払うことを内容とする債務弁済契約を締結し、強制執行認諾文言付きの公正証書を作成した。ところが、申立人の妻が病気のため稼働不能になってしまい、当初、予定していた返済はできなくなった。申立人は、毎月、できる限りの範囲で返済を続け、2002年7月までに約金330万円を支払ったが、期限の利益を喪失し、年30%の遅延損害金が発生したことから、その時点でも、なお金700万円相当の残債務があると債権者に言われ、その後も毎月金3万円を支払い続けてきた。しかし、申立人は、これ以上の返済継続は困難であるとして、残債務の免除と2002年8月以降支払った返済金の返還を求めてきた。

申立人の主張

申立人は78才、年金以外収入はなく、存命中に完済は不可能。破産はしたくない。申立人の実情を踏まえた和解解決を希望する。

相手方の主張

2004年2月24日現在、申立人の残債務は金665万6519円。既払金の返還は法的根拠がなく不可能だが、債務者の現状を考え、残債務の減額については検討の余地あり。

結果

既払金の返還は困難であるため、残債務をいくりに減額してもらえるかが唯一の争点となった。そこで、①催告なしで期限の利益を喪失する旨の約定があったとはいえ、債務者にはその旨の告知が一切なされてこなかったため、申立人は有怨されたと信じ、残債務元金を完済すれば返済は終了するものと思い支払いを続けてきたこと、②任意整理の際、交わされた債務弁済契約には年15%という高率の将来金利が付加されていたこと、③既に元金を上回る金453万7190円が支払済みであること、④申立人は高齢で年金生活者であること、⑤子どもたちも住宅ローン等の工面に精一杯で援助は期待できないこと、⑥親類や知人も以前の債務整理時に迷惑をかけているので、これ以上援助を頼めないこと、⑦めぼしい資産はないこと、⑧申立人の妻は本件が気になって鬱となり、夫婦共々不安に苛まれていること、⑨破産する可能性もあること等に鑑み、思い切った減額をするよう提案した。

相手方は、遅延損害金を約定金利15%のまま計算すると残債務は金286万7200円となるとしたうえで、個人民事再生手続でも、通常、20%程度は再生債権と認められていることを理由に、それに相当する金50万円の一括払いで残債務は免除する、これでダメなら、これ以上期日手数料を支払ってまで、この話し合いを続けるのは困難と回答してきた。

しかし、申立人には、金50万円を一括して支払うだけの蓄えもなかった。そのため、申立人が成立手数料だけでなく、次回の相手方の期日手数料まで負担することを条件に、一括して金10万円を2004年4月末日までに支払えば足りるよう、相手方を説得し、次の期日において同内容の和解が成立した。

- 話し合いの回数：3回
- 解決までの日数：約70日
- 成立手数料：8400円（申立人が負担）

（会員 石黒 清子）